

対馬市社会福祉協議会 基盤強化・活動中長期計画の 策定にあたって

対馬市社会福祉協議会基盤強化・活動中長期計画策定にあたっての計画策定の基本事項である計画策定の目的、性格と役割、計画の期間、計画の構成、計画の推進体制、他の計画との関係、計画の見直しと進行管理について示します。



基本事項

1) 計画策定の目的

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法第109条により地域福祉を推進する団体として位置づけられた民間の社会福祉法人です。

一方、対馬市社会福祉協議会（以下「対馬市社協」という。）は、平成16年3月1日対馬市の行政合併に併せて、対馬島内6町社協が合併し発足しました。1行政1社協以内という枠組みの中で、それぞれ異なるビジョンを持った社協が合併し、6年目を迎える現在でも統一された目標が具現化されないまま運営されています。

このような中、対馬市では、平成19年度に「対馬市地域福祉計画」及び「対馬市市民協働（共働）推進指針」が策定され、対馬市における地域福祉推進方策や市民協働推進方策が示されました。また、対馬市社協においても平成19年度より地域福祉推進のための市民主体の行動計画である「対馬市地域福祉活動計画」の策定の先導役としてその策定に着手し、平成21年3月完成しました。

今後は、この「地域福祉活動計画」に則り、対馬市の地域福祉活動の中核としての重要な責務を担って社協活動を展開していくことが、社協の使命であり、市民に信頼される社協づくりの第一歩だと考えています。

しかしながら、対馬市内の経済情勢が厳しい中、補助金の減額や受託事業の減少、また自主財源確保のための介護保険事業等収益的事業の減収により、対馬市社協の財政状況も逼迫し基盤の弱体化が進行している状況で、合併前から蓄えていた積立金や資金残等の保留金を持って運営をしのいでいる状況です。

このような状況の中で、対馬市の地域福祉の推進のためにどの様に社協の基盤を強化し活動を展開していくか、財源確保や組織の見直しを含めた中長期計画を策定し、「対馬市地域福祉活動計画」と両輪を形成して、対馬市の地域福祉の向上を目指すことを目的とします。

2) 計画の性格と役割

- (1) この計画は、対馬市社協本体の安定した維持運営のための組織、財政、事務局体制等の今後の在り方を示す「対馬市社協発展強化計画」の性格を有しています。
- (2) この計画は、「対馬市地域福祉活動計画」の実現に向けて、対馬市社協の目標や役割を明確にするとともに、地域福祉を総合的に推進するための「対馬市社協活動計画」として位置づけます。
- (3) この計画は、対馬市社協の自主財源確保のため、従来事業活動の見直し、充実を含む収益的事業の取り組みについての基本方針を示します。

3) 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5か年とします。

4) 計画の構成

この計画は、「現状と課題」「基本理念・構想」「基本計画」「実施計画（年次計画）」の4つの章で構成しています。

第1章 「現状と課題」

対馬市社協の現状と課題を示すものです。

第2章 「基本理念・構想」

社協が目指すべき活動の方向性を踏まえ、対馬市社協のあるべき姿を基本構想として示すものです。

第3章 「基本計画」

基本構想の実現を図るため、対馬市社協において推進すべき事業・活動及び基盤整備等の達成すべき目標を示すものです。

第4章 「実施計画（年次計画）」

基本計画実行のための推進項目の設定や具体的な実施事業・活動及び基盤整備等の年次計画を示すものです。

5) 計画の推進体制

この計画の実施主体は対馬市社協であり、対馬市行政をはじめ福祉施設等関係機関、NPO・ボランティア団体、さらには対馬市民すべての参加と協働により推進するものです。

6) 他の計画との関係

この計画の実施にあたっては、対馬市が策定した「対馬市地域福祉計画」並びに「対馬市市民協働（共働）推進指針」及び昨年度市民計画として策定された「対馬市地域福祉活動計画」などとの関連に配慮します。

7) 計画の見直しと進行管理

この計画は、地域福祉を取り巻く情勢を勘案し、定期的な評価を行いながら進めます。

